

西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱

令和8年6月3日
西予市告示第116号

(趣旨)

第1条 この告示は、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにより募った寄附金を財源として、新たなふるさと製品の創出や地域課題解決のための事業に取り組む事業者に対して、予算の範囲内において西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条で規定する中小企業者、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項で規定する農業生産法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項で規定する特定非営利活動法人をいう。
- (2) グループ 地域の活性化を目的として組織された任意団体で、構成員の資格、加入、脱退に関する規定及び会計規則等を有するものをいう。
- (3) ふるさと納税返礼品 平成31年総務省告示第179号第5条に定めるふるさと納税に係る返礼品等の基準を満たすものをいう。
- (4) ふるさと納税型クラウドファンディング ふるさと納税制度(地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。)を活用し、市が行う本事業の公募により認定された事業を実施するための資金を市が指定するインターネットサイトにおいて募集し、調達することをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、市が募集する事業者提案の募集に応募し、採択された者(以下「採択事業者」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 西予市内に住所若しくは活動の拠点を有し、又は補助金活用により有する見込みがある個人・グループ及び法人
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 代表者又は役員が西予市暴力団排除条例(平成23年西予市条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っていない者

(補助対象事業及び経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。ただし、産品創出事業により創出するふるさと産品は、採択事業者が事業完了後に西予市ふるさと納税返礼品の商品として登録する見込みのあるものとする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、市が採択事業者の提案した事業への寄附として、ふるさと納税型クラウドファンディングによる寄附を受けた額の合計額(以下「寄附額」という。)の10分の3の額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とし、補助対象経費の額の合計額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、寄附額がふるさと納税型クラウドファンディングの目標額に満たない場合における補助金の交付の可否及びその額については、事業計画の内容、資金計画その他の事情を勘案し、市長が別に定める基準により決定するものとする。

(補助対象事業の認定)

第6条 補助対象事業の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業認定申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 誓約書(様式第4号)

(4) 定款(個人の場合は不要)

(5) 役員名簿(個人の場合は不要)

(6) 支出等の根拠となる見積書又は契約書等の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、寄附目標額の妥当性、事業の実現可能性及び地域への波及効果等を総合的に勘案し、補助金を交付すべき事業(以下「認定事業」という。)と認めたときは、西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業認定通知書(様式第5号)により、採択事業者として認定するものとする。

3 市長は、審査により補助金を交付することが適当でないと認めた事業については、西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業不認定通知書(様式第6号)により、申請者に通知する。

(寄附金の募集)

第7条 市長は、前項の規定により事業を認定したときは、本市が契約するふるさと納税型クラウドファンディング事業者の運用するインターネットサイトに、目標額と募集期間その他必要な事項を定めて認定事業を掲載し、寄附金の募集を行う。

2 前項の寄附金の募集における返礼品の取扱いについては、補助対象事業の区分に応じ、市長が別に定める。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、ふるさと納税型クラウドファンディングにより目標額を達成した日又はふるさと納税型クラウドファンディングが終了した日のいずれかの日から30日以内に行うものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により、補助金の不交付を決定するときは西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金不交付決定通知書(様式第9号)により採択事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たり条件を付することができる。

(交付決定前の着手)

第10条 採択事業者は、事業の効率的な実施を図るためその他やむを得ない事由がある場合であって、前条第1項の規定による補助金の交付の可否を決定する前に事業に着手するときはあらかじめ西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業事前着手届(様式第10号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更申請)

第11条 第9条第2項の交付決定を受けた採択事業者(以下「補助事業者」という。)は、同項の規定により交付決定を受けた認定事業(以下「補助事業」という。)の計画を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金(変更交付・取消)決定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金実績報告書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第13条 市長は前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金確定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の通知書を受理したときは、西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金精算払請求書(様式第15号)により市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第16条 前2条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者の経済的な事情その他補助金の交付の目的を達成するため補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると特に認めるときは、補助事業が完了する前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金概算払請求書(様式第16号)により市長に請求するものとする。

(寄附額の管理)

第17条 市長は、寄附額から補助金の額を差し引いた残りの額について、補助事業者に帰属させることなく、西予市ふるさと応援基金条例(平成28年西予市条例第7号)の規定に基づき管理するものとする。

(繰越協議)

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度において補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の2月1日までに西予市ふるさと

と納税型クラウドファンディング活用事業補助金繰越協議書(様式第17号)を市長に提出し、協議を行うことができる。

(繰越承認)

第19条 市長は、前条の協議書を受けたときは、その内容を審査し、西予市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金繰越承認(不承認)通知書(様式第18号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

(書類の保存)

第21条 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月3日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	
産品創出事業	西予市の地域特性を活かした魅力的なふるさと産品を創出する事業
まちづくり事業	西予市の地域活性化に繋がる事業 西予市の地域課題解決に資する事業

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	
建設費	工場、作業場等の建物取得に係る建設費 建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
設備費	補助対象事業の実施に要する構築物、機械装置等の取得に係る経費
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、OA機器等の使用料等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
報償費	講師又は専門家への謝礼等
その他	市長が特に必要と認める経費